平成２３年（フ）第９１７号
福岡市東区箱崎５丁目９番20号　高松団地13棟82号
債務者　橋本国造こと　姜　　国造
1　決定年月日時　平成23年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第９２９号
福岡県古賀市美明２丁目22番６号
債務者　豊増　二男
1　決定年月日時　平成23年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第９４５号
福岡市城南区片江５丁目36番５－１号
債務者　山下香菜子
1　決定年月日時　平成23年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第９９９号
福岡市西区下山門２丁目８番18号
債務者　古川賀代子
1　決定年月日時　平成23年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１０１１号
福岡県糟屋郡志免町志免中央３丁目６番26号コーポ川頭201号
債務者　黒畑　晴美
1　決定年月日時　平成23年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１９号
大分県日田市天瀬町五馬市2651番地
債務者　髙村　徳子
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２３年（フ）第５１号
鹿児島県霧島市隼人町真孝2615番地19
債務者　日高　逸郎
1　決定年月日時　平成23年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２３年（フ）第５７号
鹿児島県伊佐市大口大田358番地１
債務者　會町　雄二
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２３年（フ）第５６号
鹿児島県薩摩川内市祁答院町黒木1966番地１
債務者　福永　幸子
1　決定年月日時　平成23年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２３年（フ）第８４号
北海道小樽市長橋２丁目17番３号　信栄ハイツ202号、前住所北海道小樽市長橋５丁目７番８号　ヤナセマンション301
債務者　二階堂幸江（旧姓島谷）
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第２７号
山形県新庄市北町９番17号　鳥海荘３号室
債務者　五十嵐　俊
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２３年（フ）第７２号
福島県いわき市江名字江ノ浦80番地
債務者　榎本　紀子
1　決定年月日時　平成23年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第７５号
茨城県牛久市田宮町366番地の１
債務者　蛯原　美穂
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第７６号
茨城県牛久市田宮町366番地の１
債務者　蛯原　順子
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第１４７号
山梨県甲府市堀之内町959番地　パークサイドウエノ403号
債務者　吉田ふづき
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１５６号
山梨県山梨市小原東２番地　グリーンハイムＡ－202
債務者　野尻　恵奈
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１５７号
山梨県笛吹市石和町川中島1138番地２
債務者　手塚喜美江
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
甲府地方裁判所民事部破産係